

別紙

諮問第1637号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件対象公文書1から4までの開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年11月2日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、本件対象公文書のうち、条例7条2号、3号、4号又は6号に該当する別表2に掲げる本件非開示情報1から75までを非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年3月15日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年5月2日に実施機関から理由説明書を、同月25日に審査請求人から意見書を収受し、令和5年4月28日（第237回第二部会）から同年5月31日（第238回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア ベっ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金について

東京都は、ベっ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金交付要綱（平成6年9月27日付6労経振工第356号）に基づき、ベっ甲・象牙業界団体が行う資源調査事業、原材料確保事業及び経営安定対策事業に対して経費を補助することにより、希少野生動物の国際取引の規制強化等に伴い影響を受ける中小ベっ甲・象牙事業者の経営の安定に寄与することを目的として、補助金を交付している。補助金の交付対象となる団体は、同要綱で事業ごとに規定されており、ベっ甲の材料となるタイマイに係る資源調査事業についても、その補助金の交付対象となる一般社団法人（以下「本件法人」という。）があらかじめ定められている。

本件対象公文書に係る平成27年度において、本件法人は補助金の対象事業として、ベっ甲材の遺伝的情報に関する基礎調査（以下「本件調査」という。）を別の団体に委嘱の上、実施している。

イ 本件審査請求における審議事項について

本件一部開示決定に関し、審査請求人は審査請求書において、本件一部開示決定処分を取り消し、本件非開示情報1から10までを除く情報の全てを開示すべきである旨主張している。

そこで、審査会は、本件非開示情報11から75までの非開示妥当性について判断する。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

（ア）条例7条2号による非開示部分について

本件一部開示決定に関し、審査請求人は、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、条例7条2号が適用されないので、開示されるべき旨主張する。

これに対し実施機関は、同号を適用した情報は個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある旨説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報13、16、18、21、23、25、27、30、33、55及び58は、特定の団体に所属する個人の氏名であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該

当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、非開示が妥当である。

(イ) 条例7条3号による非開示部分について

本件一部開示決定に関し、審査請求人は、実施機関が抽象的かつ確率的な可能性を訴えているにすぎず、権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ客観的に認められる場合には当たらないことから、条例7条3号による非開示は違法である旨主張する。

a 本件非開示情報Aについて

実施機関は、本件非開示情報11、12、15、17、19、20、22、24、26、28、29、32、34、45、56、57、59、60、63及び65（以下「本件非開示情報A」という。）を公にすることとなると、本件法人は本件調査を委嘱した団体名及び調査への協力、報告会での報告や参加をした者の所属する組織名の公表を前提としていなかったことから、本件法人と本件調査に関与した団体との信頼関係が損なわれることで本件法人が不利益を受ける旨説明する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件非開示情報Aが公になると、本件非開示情報Aに該当する団体が本件法人と関連のある者として、べっ甲のように国際取引が禁止されている動植物を原材料として使用する事業に反対する者からの批判等にさらされる場合があるとのことであった。

審査会が見分したところ、本件非開示情報Aは、本件法人が実施した本件調査を請け負った団体、共同研究団体、協力団体、報告会参加者所属等であり、これが公になると、本件法人の事業に反対する者からの批判を受けることをおそれ、本件法人への協力を躊躇する者が増えることで、本件法人による事業の実施に支障が生じることから、条例7条3号に該当すると認められ、非開示が妥当である。

b 本件非開示情報Bについて

実施機関は、本件非開示情報14、31、35から44まで、46から54まで、61、62、64及び66から75まで（以下「本件非開示情報B」という。）を公にすることに

より、同業他社が事業を模倣しようとした場合に目安として利用され、安価な同一事業を実施されることで本件法人等が不利益を受ける旨説明する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件非開示情報Bは、そもそも本件法人から本件調査を請け負った団体の独自のノウハウに当たるもので、これが公になると他者との競争において当該団体の不利益となるとのことであり、また、タイマイ養殖事業の実施に当たり、単にふ化率を向上させるためだけでなく、良質の甲羅を持つタイマイを生産するために必要となる基礎調査の手法、期間、経費等の調査規模の判断材料として利用され、さらに、こうした基礎調査に要する費用及び期間を大幅に削減できることから、新規参入を考えている者による参入を容易ならしめ、本件法人及びその関係者がタイマイの養殖に向けてこれまでに費やした費用を回収することができなくなるといった大きな不利益があるとのことであった。

審査会が見分したところ、本件非開示情報Bは、タイマイの養殖事業を実施するに当たり、必要となる基礎調査に係る調査手法、利用データ、分析結果及びその経費等であり、また、これが公になると、当該事業への新規参入を容易ならしめ、本件法人及びその関係者がそれまでに費やした費用を回収することが困難となるなど、大きな不利益を受けることとなり、さらに、本件調査を請け負った団体が、今後同種の調査を請け負う上で、同業他社との競争上の優位性を失うことから、条例7条3号に該当すると認められ、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件対象公文書

1	平成27年度 ベつ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の精算について (28産労商支第310号)
2	平成27年度 ベつ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の支出について (28産労商支第309号)
3	平成27年度 ベつ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の額の確定について (28産労商支第307号)
4	平成27年度 ベつ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の額の確定について (28産労商支第275号)

別表2 本件非開示情報

	本件非開示情報	非開示理由
本件対象公文書 1		
1	団体の印影	偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条4号)
本件対象公文書 2		
2	団体の印影	偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条4号)
本件対象公文書 3		
3	団体の印影	偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条4号)
4	学生作品の制作者名	個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例7条2号)
5	受賞者名、所属学校名	同上
8	顔写真	同上
6	参加校名	公にすることにより、団体と相手先の信頼関係が損なわれ、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(条例7条3号)
7	参加校名	公にすることにより、団体と相手先の信頼関係が損なわれ、相手先の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条6号)
9	学校名	公にすることにより、団体と相手先の信頼関係及び地位が損なわれるおそれがあるため。(条例7条3号)
本件対象公文書 4		
10	団体の印影	偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例7条4号)
11	補助事業を委嘱する相手方の団体名・代表者名	公にすることにより、団体と相手先の信頼関係及び地位が損なわれるおそれがあるため。(条例7条3号)
12	共同研究者の所属	同上
15	報告会報告者所属	同上
17	報告会参加者所属	同上
13	共同研究者の氏名	個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例7条2号)
16	報告会報告者氏名	同上
18	報告会参加者氏名	同上

14	調査研究費の内訳	公表されることにより、同業他社が事業を模倣しようとした場合にコストの目安として利用されるおそれがあり、その場合海外などで安価な同一事業を実施されるといったことが懸念されるため。(条例7条3号)
平成27年度べつ甲材の遺伝的情報に関する基礎調査報告書		
21、23、 27、30、33	共同研究者氏名	個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例7条2号)
25	補助事業を委嘱する相手方の職員名	同上
55	調査協力者の氏名	同上
19、24	補助事業を委嘱する相手方の名称	公にすることにより、団体と相手先の信頼関係及び地位が損なわれるおそれがあるため。(条例7条3号)
20、22、 26、29、32	共同研究者所属	同上
28、34、45	調査協力団体の名称	同上
56	調査協力者の所属	同上
31	補助事業の調査方法	公表されることにより、同業他社が事業を模倣しようとした場合に目安として利用されるおそれがあり、その場合海外などで安価な同一事業を実施されるといったことが懸念されるため。(条例7条3号)
35	p.3「6.結果1)飼育個体の 個体識別1-1)調査対象」	同上
37	p.3「6.結果1)飼育個体の 個体識別1-2)個体データの 収集」	同上
39	p.9「作業風景」：甲羅の撮影の画像、甲長測定 の画像、及び説明文章	同上
40	p.9「図1.写真IDを掲載した 個体管理用のリスト(見本)」 ：画像	同上
41	p.10「6.結果1-3)個体識別 (DNA分析)」	同上
42	p.10～11「6.結果1-3)表3. 平成19年ふ化子ガメの遺伝 子型」	同上
43	p.12「6.結果1-3)表4」：タ イトル及び表内部の情報	同上
44	p.13「6.結果2-1)目視情報 による親候補」	同上
46	p.13「6.結果2-1)表5」	同上
47	p.13～14「6.結果2-2)マイ クロサテライト解析による 親候補」	同上
48	p.13「6.結果2-2)表6」	同上
49	p.14「6.結果2-2)表7」及 び説明文章	同上
50	p.14「●結果について」	同上
51	p.14「●DNA分析につい て」	同上
52	p.15「6.結果2-3)複数父性 の可能性について」	同上

53	p. 15 「6. 結果3)石垣島におけるタイマイの産卵情報」	同上
54	p. 15 「7. 今後の課題」	同上
36	p. 3 「6. 結果1)飼育個体の個体識別1-1)調査対象表1. 平成27年度調査対象数(ふ化年別)」	項目ごとの情報が公表されることにより、同業他社が事業を模倣しようとした場合に目安として利用されるおそれがあり、その場合海外などで安価な同一事業を実施されるといったことが懸念されるため。(条例7条3号)
38	p. 3~8 「6. 結果1)飼育個体の個体識別1-2)個体データの収集表2. 育成子ガメおよび天然捕獲個体の個体データ」	同上
タイマイDNA分析報告書		
57、60	共同研究者所属	公にすることにより、団体と相手先の信頼関係及び地位が損なわれるおそれがあるため。(条例7条3号)
59、63、65	補助事業を委託する相手方の名称	同上
61	「2. 材料及び方法2-1. DNA抽出」	公表されることにより、同業他社が事業を模倣しようとした場合に目安として利用されるおそれがあり、その場合海外などで安価な同一事業を実施されるといったことが懸念されるため。(条例7条3号)
62	「2. 材料及び方法2-2. マイクロサテライト解析」	同上
64	「2. 材料及び方法2-2. マイクロサテライト解析表1」	同上
66	「2. 材料及び方法2-2. マイクロサテライト解析表2」	同上
67	「2. 材料及び方法2-2. マイクロサテライト解析表3. 本研究で用いたプライマー配列」	同上
68	「3. 結果3-1. マイクロサテライトマーカーの有効性」	同上
69	「3. 結果3-2. 親子関係の解明表4. 親子推定のシミュレーション結果」及び説明文章	同上
70	「3. 結果3-2. 親子関係の解明表5. Cervusにより推定した両親の組み合わせ」説明文章	同上
71	「3. 結果3-2. 親子関係の解明表5. Cervusにより推定した両親の組み合わせ」	同上
72	「4. 今後の展望」	同上
73	付表1. 親候補の遺伝子型	同上
74	付表2. 子どもの遺伝子型	同上
75	付表2. つづき	同上
58	共同研究者氏名	個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例7条2号)